

第 21 回統計委員会（4 月 13 日）における主な意見（未定稿）
（特定サービス産業実態調査関係）

本調査の対象とされていない経済産業省以外の省庁所管の業種に関する統計については、どのように議論を進めるのか。また、本調査とサービス産業動向調査等との関係はどうなっているか。

次回部会で答申案について審議を行った後に、本調査の企業単位で調査する業種と経済産業省企業活動基本調査との関係、特定サービス産業動態統計調査とサービス産業動向調査との関係などの整理を含めて、それについてフリーに議論してみたい。

サービス業に関する統計調査の整備について、各府省はどう考えているのか。

本調査と経済産業省企業活動基本調査や特定サービス産業動態統計調査等との関係は、もう一度整理する必要があると認識。基本計画で行うこととされている産業関連統計の体系的整備の一環として検討していきたい。

そのためにもまず、経済センサスをきちんと実施して母集団をしっかりと押さえることが重要。その上で、例えば主業とアクティビティのどちらの立場に立って調査をすべきかといった本質的な問題についてもきちんと検討したい。（経済産業省）

サービス産業動向調査は、Q E（四半期別 GDP 速報）への活用を第一に考えている。そのためには速報性や回収率を重視し、複雑な調査事項としないようにしたい。本調査とは性格が異なるが、整合性をとることは重要であると考え。（総務省統計局）

本調査の調査事項について 3 階層に区分しているが、「時系列的な構造を把握する事項（2 階）」、「業態変化に応じた構造を把握する事項（3 階）」とはどのようなものか。

本調査は、今回の標本調査化によって母集団復元が可能となり、業種間比較ができるようになったため、年次構造統計調査としての性格に加え、年次動態統計調査としての役割も持ち、業種固有の事項に係る動態の把握について検討が行えるようになった。このため、調査事項を 3 階層で整理してみたものである。

具体的には、「時系列的な構造を把握する事項（2 階）」とは、時系列で把握する時に、入場者数や取扱件数など業種に応じて年次でどう変化したかを把握するような事項である。「業態変化に応じた構造を把握する事項（3 階）」とは、新しい取組みなどが出てきた時に、それがどのくらいの規模に達しているかなどを適時把握するような事項であり、一方で、意味がなくなれば廃止しても差し支えないような事項である。